

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
88	市営住宅管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、市営住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市営住宅管理に関する事務
②事務の概要	<p>岡崎市は、公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)に基づき、公営住宅を建設し、住宅困窮者に対し低廉な家賃で賃貸を行っている。市営住宅への入居受付後、入居者を決定する。入居後は契約者や同居人等の入居者情報を管理し、市営住宅使用料(以下「家賃」という。)の決定及び徴収等を行っている。内容としては、主に以下の事務である。</p> <p>【入居受付及び入居決定】 ①入居申込みの受付、入居決定に関する事務</p> <p>【家賃の決定及び徴収】 ②家賃の決定、調定に関する事務 ③家賃の納付書発行、徴収に関する事務 ④家賃の減免に関する事務 ⑤次年度家賃決定のための収入申告、収入認定に関する事務 ⑥「市営住宅入居世帯員収入認定に対する意見書」提出による現年度家賃見直しに関する事務 ⑦滞納整理に関する事務 ⑧不納欠損に関する事務</p> <p>【駐車場の管理業務】 ⑨駐車車両の登録事務 ⑩保管場所使用承諾証明書発行に関する事務 ⑪駐車場使用料の決定、調定に関する事務 ⑫駐車場使用料の納付書発行、徴収に関する事務 ⑬駐車場使用料の減免に関する事務 ⑭滞納整理に関する事務 ⑮不納欠損に関する事務</p> <p>【市営住宅の契約者及び同居人の管理】 ⑯同居・承継申請に関する事務 ⑰明渡し請求に関する事務</p> <p>【その他の業務】 ⑱その他主務省令に定める事務(敷金の徴収に関する事務、高額所得者の明渡し期限延長に関する事務等)</p> <p>上記のうち、特定個人情報ファイルは、主として次の事務で使用する。 ①入居申込みの受付、入居決定に関する事務 ④家賃の減免に関する事務 ⑥「市営住宅入居世帯員収入認定に対する意見書」提出による現年度家賃見直しに関する事務 ⑯同居申請に関する事務 ⑱その他主務省令に定める事務(敷金の徴収に関する事務等)</p>
③システムの名称	市営住宅管理システム 住民基本台帳ネットワークシステム 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 宛名管理システム 中間サーバー 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) データ連携基盤(庁内連携システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の第19の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の第31の項 【情報提供の根拠】 情報提供なし	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	都市基盤部 住宅計画課	
②所属長の役職名	住宅計画課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市都市基盤部住宅計画課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市都市基盤部住宅計画課(0564-23-6322)	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月23日	II-1 いつの時点の係数か	平成28年11月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	時点修正
平成30年3月23日	II-2 いつの時点の係数か	平成28年11月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住宅課長 青山 恭久	住宅課長	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の係数か	平成29年11月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の係数か	平成29年11月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か。		十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 8. 監査		[○]自己点検、[○]内部監査	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発		十分である	事後	
令和2年10月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	建築部住宅課	建築部住宅計画課	事後	
令和2年10月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住宅課長	住宅計画課長	事後	
令和2年10月1日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求者先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市建築部住宅課	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市建築部住宅計画課	事後	
令和2年10月1日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市建築部住宅課(0564-23-6322)	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市建築部住宅計画課(0564-23-6322)	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の係数か	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の係数か	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	建築部住宅計画課	都市基盤部住宅計画課	事後	
令和3年4月1日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求者先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市建築部住宅計画課	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市都市基盤部住宅計画課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市建築部住宅計画課 (0564-23-6322)	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市都市基盤部住宅計画課 (0564-23-6322)	事後	
令和3年9月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 1 番号利用法第19条第7号 ・別表第二の第31の項	<情報照会の根拠> 1 番号利用法第19条第8号 ・別表第二の第31の項	事後	法改正に伴う修正であり、事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和4年4月1日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<情報利用の根拠> 1 番号利用法第9条第1項 ・別表第一の第19の項 2 番号利用法別表第一の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令 第18条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1 項 別表第一の第19の項	事後	
令和4年4月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 1 番号利用法第19条第8号 ・別表第二の第31の項 2 番号利用法別表第二の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令 第22条	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二の第31の 項 【情報提供の根拠】 情報提供なし	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	